

廃棄物処理施設建設工事に係る入札・契約の適正化
に向けた取組の方向性（中間とりまとめ）（案）

平成17年12月

1. 趣 旨

本中間とりまとめは、これまでの検討会での議論を踏まえ、市町村が事業主体として入札・契約手続きを行っている廃棄物処理施設建設工事での問題点、今後の取組の方向性を要約したものである。

今後は取組の「方向性」をもとに、入札・契約手続きの適正化のためのマニュアルづくりや、方策の具体化・詳細を検討していく。

2. 課題と適正な価格を妨げる要因分析

- 廃棄物処理施設建設工事は、技術的に複雑・高度であること、経験工学的な要素が重要であること、プラントメーカーに技術・ノウハウが集中していること等から、工事を請負うプラントメーカーが市場において強い影響力・支配力を有しているという特徴がある。
- 一方、発注者側である市町村は、一部の大都市等を除き、20年に1度程度の事業ということもあり、知識・経験の蓄積や専門技術者の確保が非常に困難な状況となっているため、プラントメーカーと対等に交渉する専門的能力が不足している。
- また、廃棄物部門の建設コンサルタントは、市町村の発注事務の代行者・補助者としての役割が期待されるが、プラントメーカーに技術・ノウハウが蓄積・集中していることから、こうした役割を十分に果たすことが可能となっていない。
- このように、発注者と比べ高い技術力を有するプラントメーカーに競争を促していくためには、市町村の発注能力を高めることと、競争が働くような構造をもたらす発注（選定・入札・契約）方式を積極的に導入すべきである。

3. 適正な価格で契約を行うための方策検討の方向性

適正な価格での契約を行うためには、発注者である市町村は、一部の大都市等を除き専門的能力が十分とは言えないことから、市町村の取組を支援し、技術不足を補う方策と、プラントメーカー及び建設コンサルタントに公正な競争を促す方策が重要である。

また、既に「公共工事品質確保法」や「公共工事入札・契約適正化法」等により、公共工事の適正な発注の方策として、総合評価落札方式の導入、入札・契約適正化基本原則、談合等を行った受注者の指名停止や違約金特約条項の導入などが位置付けられているところであり、これらの積極的な導入・活用は当然である。こうした点を踏まえた上で、廃棄物処理施設建設工事については、次の方策の導入を検討すべきである。

(1) 市町村における取組を支援する方策

市町村向けのマニュアル（手引き）を作成するほか、以下のような方策が考えられるのではないか。

① 入札・契約等の情報の分析と共有

- 国が各地方公共団体における入札・落札額（工事費用内訳書）や、竣工時における地方公共団体の工事成績書などの情報を収集し、必要な解析を行い、市町村が利用できるデータベースや、相互に情報交換することが可能な仕組みを構築することが有効ではないか。
- また、入札・落札額などを広く公開することで、プラントメーカー等の公正な競争を促し、適正な価格の形成にもつながることが期待されるのではないか。

② 市町村の工事発注事務に対する支援体制の構築

- 20年に1回程度の事業となり、知識・経験の蓄積が不十分な市町村職員をサポートするため、公正・中立な立場にある専門家や技術力の高い大都市職員及び関係者などの専門家集団を構成し、これらの専門家集団による技術的な評価を個別案件ごとに行えるようにすることが有効ではないか。
- また、こうした専門家集団により、事業計画中の市町村職員を対象とする研修を行うことも検討すべきではないか。

③ 建設工事積算手法の適正化

- 廃棄物処理施設建設工事について、標準歩掛が定められているが、その中で中核部分の設備であるプラント設備の単価については、二者以上の見積書等を参考として使用することとされており、プラントメーカーの見積書のみに依る方法は客観性や競争性の向上を図る観点からは見直すべきである。このため、(1) ①により、全国の市町村の既存事例における契約価格や工事費用内訳書などの情報を収集分析し、プラント設備を構成する各設備の価格データから積算の参考となる資料（例えば、単価の平均値、最低・最高値などの統計値）及び積算方法を整備して、市町村に提供することによって、より適正な積算ができるようにすべきではないか。
- このようにすることで、発注者である市町村においても、見積書のみに頼って予定価格を作成するのではなく、積極的に他市町村の既存事例の情報を収集分析し、より適正な予定価格の作成に取り組むことが可能となると考えられる。
- これらの取組により、価格の透明性が確保されるとともに、新しい技術の導入によるものを含め、コスト縮減にも資すると考えられる。
- なお、プラント設備の価格や単価の分析にあたっては、専門的な検討が必要となる。このため、②の専門家集団による専門的検討や、後述するような海外プラントメーカーーやエンジニアリング企業による仕様と価格のピアレビュー的な分析を導入すべきではないか。

④ コンストラクションマネジメント方式の導入・活用

- 専門的知識を有するコンサルタントが、発注者の多種多様な業務に関する代行者・補助者（Construction Manager）として設計・発注・施行の各段階においてマネジメント業務を行うことにより、発注者側の技術力不足をカバーし、適正な価格と性能保証ができる施設の円滑な整備が、より容易になると期待できるのではないか。
- コンストラクションマネジメント方式には、高度な技術が必要となることから、コンサルタントの技術力向上や中立性の確保が必要不可欠であり、また、そもそもこうしたビジネスが成立するようにしていく必要がある。

(2) 工事発注（方式選定・入札・契約）における対応

公正な競争を促すため、発注段階における市町村が取組む事項として、以下の項目が考えられるのではないか。

① 総合評価落札方式の導入・活用

- 一番安い価格を提示した業者を落札者としていたこれまでの落札方式に替えて、「価格」の他に「価格以外の条件や要素（施設の品質や施工方法等）」を評価の対象に加えて、総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする方式（総合評価落札方式）を採用することは、業者間での競争を促進させることができると考えられる。
- このため、総合評価落札方式の導入のモデルや、ポイントとなる留意事項などをマニュアルに盛り込むことが必要ではないか。
- 特に、ごみ焼却施設建設工事においては、予め方式や機種を選定する方法がこれまでとられているが、このような方法は、元々少ない入札参加企業を更に絞ることとなり、競争性の向上という観点からは見直すべきと考えられるため、方式や機種を選定することを含めて、総合評価落札方式の中に取り入れることが重要ではないか。

② 施設の建設事業と長期包括的運営事業を併せた発注方式

- 廃棄物処理施設建設工事に加え、竣工後の長期包括的運営事業を一括した価格競争を求める発注方式は、運営を含めたトータルの事業での競争を導入することとなると考えられ、また、長期間にわたる運営をも含めた契約によりライフサイクルコストの低減を図ることも可能となると考えられる。建設工事と運営事業を一括して総合評価落札方式により行うことも含め、この発注方式の導入促進が有効ではないか。また、民間の資金・活力を取り入れたPFI方式による事業の導入促進も有効ではないか。

③ 指名競争入札の見直し

- 発注者である市町村が、技術力・経営状況等について適當と認める複数の業者を指名し、指名業者のみを入札において競争させる方式が多く導入されているが、競

争性を向上させる観点からは、指名業者の選定にあたって技術資料の提出を公募し、提出者の中から入札参加業者を指名する公募型指名競争入札や、資格を満たす業者は全て指名する取組も有効ではないか。

④ 機種選定方式の見直し

- (2) ①に掲げたように、これまでごみ焼却施設建設工事において行われている方式選定・機種技術審査を見直し、方式選定自体を競争的に行うことを原則・基本とすべきではないか。

⑤ コンサルタントの中立性の確保等

- 設計（実施設計）・施工の分離発注が、廃棄物処理施設建設工事の競争性向上には必ずしもつながっていないことから、実施設計・施工一括による発注を基本とすることが妥当ではないか。
- コンサルタントは計画・基本設計段階の業務と発注段階の発注者支援業務を行っているが、特定のプラントメーカー やゼネコンとの利害関係が無いこと等の中立性の確保が不可欠である。また、計画・基本設計業務と発注者支援業務は、別のコンサルタントに発注・契約すべきである。
- また、コンサルタントの技術力の確保を担保するため、案件ごとに専任の技術者（技術士の資格を有し、案件について責任を有する技術者）を登録するなど、能力を超えた受注を防止する仕組みを新たに導入することも検討すべきではないか。

⑥ その他の競争性を高める方策

- 全国の市町村において、入札結果の公表を実施することで、入札・契約手続きの透明性の確保が図られ、入札参加事業者の競争を促す効果があると期待されるのではないか。また、予定価格の事前公表についても、効果を検証するべきである。
- また、(1) ①のような体制を整備することで、各市町村間での情報の共有が可能となり、入札参加事業者に対する監視・牽制効果も期待できるのではないか。
- このほか、入札参加資格を決定する際の要件として多く用いられている納入実績等は、補足的な要件と考えらる。当該工事の実施可能性を十分考慮しつつ、入札参加業者数を増やす工夫を行うため、例えば海外プラントメーカー等の新規参入を促進する上からも、過度な実績主義は見直すことが必要ではないか。
- 国において、(1) ①の分析を毎年度専門家の協力を得て行うべきである。その際、こうした活動が競争性の向上につながるよう、関係者・関係機関との連携を取ることが重要である。また、その活動の一環として、入札・落札価格や工事費用内訳書と発注仕様書について、海外のプラントメーカー やエンジニアリング企業等に依頼してレビューさせ、仕様と価格について、プラントメーカーと対等な民間の第三者による評価を行うことが考えられる。このようなピアレビューを実施することができないか検討すべきである。

